

国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン 解説資料について

●解説資料の全体構成

- ・「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」の各章・項目について、検討会の議論や各省照会時における質問等を参考に補足・解説することが有益と考えられる事項を「解説」「Q&A」として整理する他、ポリシー策定の際に有益な関連情報・資料の URL を「参考資料」として記載。
- ・その他、解説資料には、各法人で共通で参考になる資料として、ポリシー策定済みの 4 機関^{*}のポリシーの構成、および当該機関による検討会でのプレゼン内容をまとめたものを参考資料として添付する。

●各章・項目における「解説」「Q&A」「参考資料」記載事項例

1. 本ガイドラインの位置付け

【解説事項】

- ・ポリシーには各法人のビジョンやミッションを反映させる必要があり、その観点から各法人における議論や検討が重要であること
- ・オープンアクセス（論文のオープン化）推進の重要性

【Q&A】

- ・各法人におけるデータポリシーと運用規則の関係
- ・データポリシーのひな形作成の必要性

【参考資料】

- ・オープンアクセス方針策定ガイド 改訂版
- ・データポリシー事例（策定済み 4 機関^{*}）

2. データポリシー策定のポイント及び並行して取り組む事項

【解説事項】

- ・オープンサイエンス推進の目的・意義（（1）ポリシー策定の目的）
- ・法人内の部門・センター等でデータポリシーが策定された事例（（2）ポリシー策定の主体）
- ・経済社会活動に関する分野間データ基盤、および政策の効果等を分析するエビデンスシステムとの相互運用性（（3）管理対象とするデータが具備すべき要件）
- ・第 5 期科学技術基本計画でのデータの公開・非公開の考え方（（4）データ利活用のための要件）

【Q&A】

- ・部門・センター等でポリシーが策定され、同一法人内に複数のポリシーが存在する場合の法人としての管理の仕方（（2）ポリシー策定の主体）
- ・組織として管理し・利活用供するデータの考え方（（3）管理対象とするデータが具備すべき要件）

^{*}法人全体で策定している 3 法人（国立研究開発法人物質・材料研究機構(NIMS)、国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)、国立研究開発法人国立環境研究所(NIES))、および法人内の部門・センターで策定している 1 機関（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構/宇宙科学研究所(ISAS)）の計 4 つ。

- ・「分野間データ基盤や科学技術イノベーション政策の効果等を分析するシステムとの連携」の記載の趣旨（(3) 管理対象とするデータが具備する要件）
- ・研究データ区分（公開、共有、非公開等）の考え方（(4) データ利活用のための要件）
- ・研究データ管理に必要な人材の育成について（(5) ポリシー策定とともに取り組むべき事項）
- ・民間企業とのマッチングファンドによる研究データの取扱い（(6) その他）

【参考資料】

・我が国におけるオープンサイエンスのあり方について

※内閣府に設置された「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会」で2015年3月に取りまとめられた報告書であり、「Ⅲオープンサイエンスに関する国際動向への対応-2. オープンサイエンス推進の基本的考え方」の項目において、オープンサイエンス推進の目的・意義などが示されている観点から、(1) ポリシー策定の目的の項目における参考資料となる。

・宇宙科学研究所のデータポリシー

※法人内の部門・センター等で策定されたデータポリシーの事例として、(2) ポリシー策定の主体の項目における参考資料となる。

・統合イノベーション戦略 「第2章 知の源泉」

※(3) 管理対象とするデータが具備すべき要件の項目の「分野間データ連携基盤」、「科学技術イノベーション政策の効果等を分析するシステム」に関する施策が記載されている戦略であるため、参考資料として記載する。

・ゲノム医療実現のためのデータシェアリングポリシー（AMED）

※AMEDにおけるデータシェアリングポリシーであり、本ポリシー内において、データの共有・公開区分を「制限共有データ」、「制限公開データ」、「非制限公開データ」として分類しており、(4) データ利活用のための要件の項目における参考資料となる。

・オープンサイエンス方針（JST）

※JSTのオープンサイエンスに関する基本方針であり、データの区分（公開・共有・非公開等）の考え方が示されている観点から、(4) データ利活用のための要件の項目の参考資料となる。

・政策討議（オープンサイエンス）資料

※政策討議（オープンサイエンス）の資料5（林和弘 NISTEP 上席研究官プレゼン資料）において、研究分野ごとの特性等を踏まえた公開に関するマッピング図等が示されており、(4) データ利活用のための要件の項目の参考資料となる。

・RDM トレーニングツール

※主に研究支援職員が研究データ管理に関する基礎的な知識の取得することを目的とした、オープンアクセスリポジトリ推進協会が公開している研修教材であり、(5) ポリシー策定とともに取り組むべき事項の項目のうち、人材の育成に関する記述に関する項目の参考資料となる。

・研究データ管理サービスの設計と実践

※RDM トレーニングツールの第2弾として公開されている研修教材であり、(5) ポリシー策定とともに取り組むべき事項のうち、人材の育成に関する記述に関する項目の参考資料となる。

3. データポリシーで定めるべき項目

【解説事項】

- ・(再掲) 第5期科学技術基本計画でのデータの公開・非公開の考え方 ((2) 管理する研究データの定義、制限事項について)
- ・リポジトリの整備・運用に関する国内の取組 ((3) 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて)

【Q&A】

- ・(再掲) 研究データ区分 (公開、共有、非公開等) の考え方 ((2) 管理する研究データの定義、制限事項について)
- ・データの保存場所 (ストレージ) の各機関で確保する必要性 ((3) 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて)
- ・リポジトリに関してポリシーへの具体的な記載事項 ((3) 研究データの保存・管理・運用・セキュリティについて)
- ・データの公開停止や廃棄についての考え方 ((6) 研究データの公開、非公開及び猶予期間並びに引用について)

【参考資料】

- ・(再掲) **ゲノム医療実現のためのデータシェリングポリシー**
※AMEDにおけるデータシェアリングポリシーであり、本ポリシー内において、データの共有・公開区分を「制限共有データ」、「制限公開データ」、「非制限公開データ」として分類しており、(2) 管理する研究データの定義、制限事項における参考資料となる。
- ・(再掲) **オープンサイエンス方針 (JST)**
※JSTのオープンサイエンスに関する基本方針であり、データの区分 (公開・共有・非公開等) の考え方が示されている観点から、(2) 管理する研究データの定義、制限事項の参考資料となる。
- ・(再掲) **政策討議 (オープンサイエンス) 資料**
※政策討議 (オープンサイエンス) の資料5 (林和弘 NISTEP 上席研究官プレゼン資料) において、研究分野ごとの特性等を踏まえた公開に関するマッピング図等が示されており、(2) 管理する研究データの定義、制限事項についての参考資料となる。
- ・**研究データへの DOI 登録ガイドライン**
※DOI (デジタルオブジェクト識別子) 登録機関であるジャパンリンクセンターが公開している、研究データに対する DOI 付与のためのガイドラインであり、(4) 研究データに対するメタデータ、識別子の付与、フォーマットについての参考資料となる。
- ・**データポリシー事例 (JAMSTEC、ISAS、NIMS)**
※上記3つのデータポリシーはデータの廃棄に関する規定があり、研究データの公開停止や廃棄に対する考え方の事例として、(6) 研究データの公開、非公開及び猶予期間並びに引用についての項目における参考資料となる。